

# OKASAN SDGs REPORT

岡三SDGsレポート

Vol.37 | 2026年1月

お客様用資料

## Contents

P. 2 : サステナビリティ情報開示を考える  
GRIスタンダード

P.10 : 独立行政法人国際協力機構（JICA）連載企画  
第4弾 「農業・農村開発」「栄養の改善」

P.16 : SDGs/SDGsニュース

岡三証券株式会社



～サステナビリティ情報開示を考える～

# GRIスタンダード

写真:岡三証券

## 1.はじめに

グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)によるGRIスタンダードは、日本をはじめ世界で最も広く使用されているサステナビリティ報告基準のひとつだ。国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が定めるISSB基準や、サステナビリティ情報開示では世界を先行する欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)のような他の基準とも整合性を高めており、企業が信頼され得るサステナビリティ情報をグローバルに発信するための枠組みとして、認識されている。

GRIは2024年から2025年にかけ、次々と新たな取組みを公表している。デジタル報告の強化(GRIサステナビリティ・タクソノミー)、自然関連情報への対応(自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)のLEAPアプローチとの補完性を明示)、新規スタンダード(気候変動、エネルギー、人的資本)の発表などである。かかる公表内容は、開示をする側・開示情報を利用する投資家やステークホルダー双方からの注目を集めている。

本稿では、GRIの基本的な内容と、新規スタンダード項目のひとつ、GRI102:気候変動2025について概説するとともに、サステナビリティ情報開示の目指すところを探りたい。

## 2.国際的なサステナビリティ情報開示基準:GRIスタンダード

サステナビリティ報告を行う企業や組織が、GRIスタンダードを採用する動きは拡大傾向を示す。なぜGRIはここまで広く浸透し、サステナビリティ報告のグローバルスタンダードと位置付けられるようになったのか。

GRIの設立背景には、1989年のエクソン社(現エクソンモービル社)の原油流出事故などをきっかけとする、企業や組織の環境責任に対する関心の高まりがあったと言われる。こうした動きに応え先進国で増加する環境報告書の質ならびに信頼性・比較可能性向上のため、世界で統一した内容の基準を作成し、情報取得者に提供することを目指し、GRIは設立された。GRIは、国連環境計画(UNEP)の公認団体としてサステナビリティに関する国際基準(報告ガイドライン)を策定することから取組をスタートした。その基準は、経済協力機構(OECD)の「多国籍企業行動指針」や国連(UN)の「ビジネスと人権に関する指導原則」など、国際機関の発行文書に示された責任ある企業行動への期待事項に基づいている。また、国連と民間(企業・団体)が手を結び、健全なグローバル社会を築くための世界最大のサステナビリティ・イニシアチブ、国連グローバル・コンパクト(UNGC)は、GRIの報告枠組みに沿ったSDGsに関するビジネス・レポーティング「SDGsを企業報告に統合するための実践ガイド」を、GRIと共同で発行している。GRIを利用して報告した情報を利用する情報取得者は、報告する企業や組織がこれらの文書に記載された期待事項を満たしているか否かを、比較評価することが可能であり、こうした一連の取組がGRIの今日の位置付けの大きな要因だろう。

そして昨年7月公表、スペイン王国のセビリアで開催された第4回開発資金国際会議(FfD4)の成果文書(セビリア・コミットメント)の中では、ISSB基準とともにGRIスタンダードが「グローバルなサステナビリティ報告の共通基盤」と明記された。「セビリア・コミットメント」では、各国に対し、GRIとISSBのスタンダードをそれぞれの状況に応じて柔軟に活用されることが明確に推奨され、“インパクト・リスク・機会(IROs)”の開示と、“財務報告”あるいは“ダブルマテリアリティ報告”的重要性が強調されている。“ダブルマテリアリティ”的重要性が改めて示されたことで、GRIのグローバル規範としての存在感が増すこととなろう。マテリアリティの考え方は、EU(欧州連合)では、「企業サステナビリティ報告(CSRD)(2024年)」により、ダブルマテリアリティに基づく情報開示の義務化が指示されている(対象基準の見直し等含め、段階的な適用)。

(図1-2-1) シングルマテリアリティとダブルマテリアリティ

項目	シングルマテリアリティ	ダブルマテリアリティ
対象	社会・環境が企業財務に与える影響 (企業や組織にとってのリスクと機会)	企業や組織が社会・環境に与える影響とその逆の影響 (企業や組織と社会・環境の相互作用)
開示目的	主に投資家の意思決定に資する情報の提供	社会的説明責任 開示情報の透明性の確保
想定利用者	主に投資家	投資家 社会・消費者・従業員など広範囲なステークホルダー
情報開示	財務リスク・機会	財務および 社会・環境インパクト
採用基準例	ISSB、SSBJ(日本)	GRI、EUのCSRD、ESRS

出所:岡三証券作成

日本では両方の考え方が混在している状況であるが、多くは、「ステークホルダーにおける重要性」と「自社における重要性」の2軸評価(GRI型)を採用しており、既にダブルマテリアリティないし、ダブルマテリアリティに近い考え方が主流となっているとみられる。

### 3.日本におけるサステナビリティ情報開示とGRIの役割

日本におけるサステナビリティ情報開示が拡大するきっかけは、1992年の環境と開発に関する国連会議(リオ・サミット)の開催と、その後に行われたミュンヘン先進国首脳会議(ミュンヘン・サミット)だろう。リオ・サミットにおいて深刻化する環境問題への対応が迫られるなか、ミュンヘン・サミットでは地球環境保全の機運を継続するとともに、先進国が主導し具体的な行動を取ることが要請された。欧洲をはじめとする先進国の企業や組織が環境対策の一環として取組んだ環境報告書は、企業や組織の環境に対する姿勢を国内外にアピールし、かつ環境パフォーマンスを継続的に向上させるための手段として、導入が進んだ。日本でも同様に、企業や組織が作成する環境報告書を重視、環境省による「循環型社会形成推進基本計画(2003年3月閣議決定)」では、環境報告書の推進が掲げられ、上場企業の約50%及び従業員500人以上の非上場企業の約30%が環境報告書を公表することが、取組目標のひとつとされた。

日本の環境報告書の推進にあたっては、GRIの存在が非常に大きい。GRIによるGRIガイドラインは、主要各国政府のトップレベルがサステナビリティ情報をグローバル規模で比較可能な形で報告・開示することを支持するなか、国際的基準のひとつとしての役割を担っている。環境省による「環境報告ガイドライン」では相互運用可能性ガイド(2005年)が設定され、2018年の改訂でもGRIを参照している。また、その他の非財務情報開示方針においても、その多くがGRIを参照している。

(図1-3-1)日本における主な非財務情報開示方針と参考先等

経済産業省 (2001年)	GRIガイドラインを参考して「ステークホルダー重視による環境レポートングガイドライン」を開発。(現在は廃版)
環境省 (2005年)	GRIガイドラインを参考して「環境報告ガイドライン」を開発。2005年には、GRIガイドライン(2002年)と第2版(2003年)の相互運用可能性ガイドが設定された。
環境省 (2018年)	2018年の改訂版「環境報告ガイドライン」は、ガバナンス、リスク管理、バリュー・チェーン管理、戦略及びマテリアリティに関する保証を提供。マテリアリティ及びその他の側面について、GRIガイドラインを参考している。
日本証券取引所G (2020年)	「ESG情報開示実践ハンドブック」は、「ESG情報の報告に関する企業向けモデルガイド」(SSEイニシアティブ)に従うとともに、GRIを強く参照している。
SSBJ (2024年)	SSBJ基準の公開草案(2024年3月公表)は、SSBJ基準に基づく報告者が参照する可能性がある基準として、ESRSとともにGRIの参照を含んでいる。

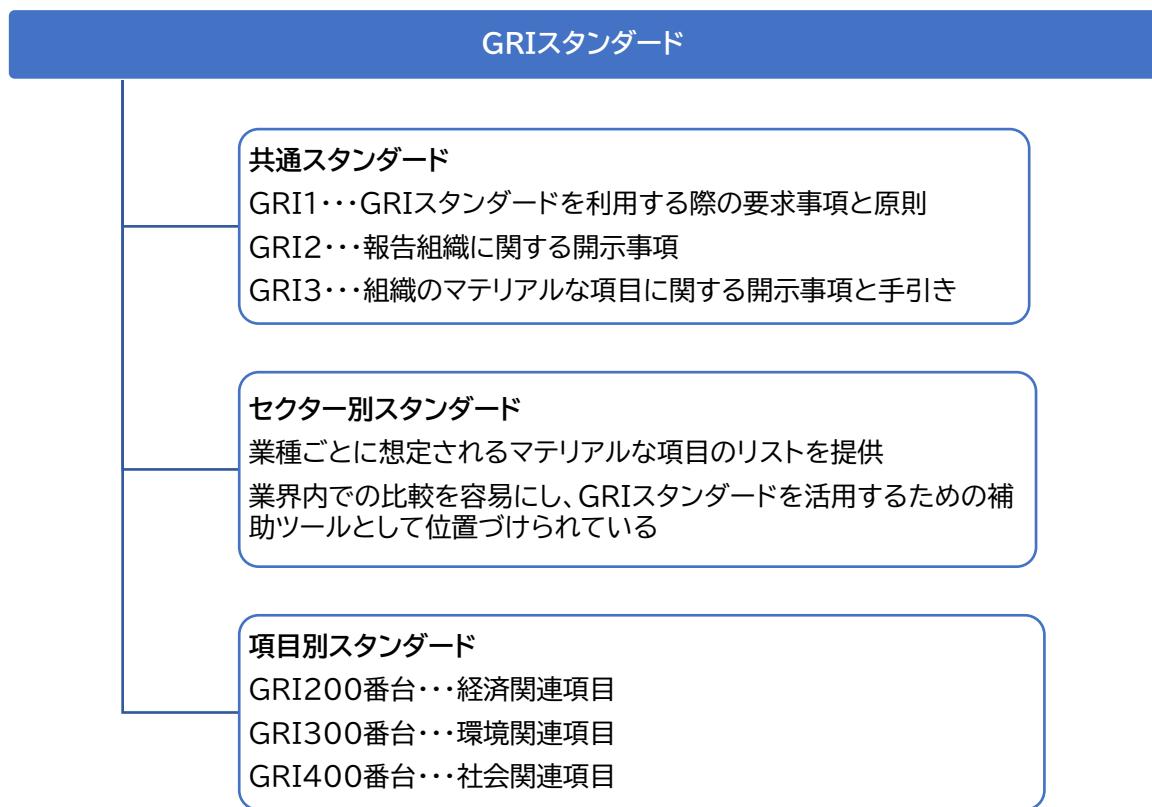
## 4. GRIスタンダードの仕組み

ここで改めて、GRIスタンダードの仕組みをご紹介する。

GRIスタンダードは、GRIに設けられた組織グローバル・サステナビリティ・スタンダード・ボード(GSSB)によって策定される。GSSBは、サステナビリティ報告に関する専門知識を有する委員および、さまざまなステークホルダーの視点を代表するメンバーで構成されている。

GRIスタンダードは、共通スタンダード・セクター別スタンダード・項目別スタンダードの3つに分かれ。共通スタンダードは、3つの共通スタンダードの適用が義務づけられ、全てのスタンダードの土台となる(GRI1~3番)。セクター別スタンダードは、業種ごとに想定される社会的・環境的“重要課題(マテリアリティ)”のリストを提供する(GRI11番以降)。該当する業種のスタンダードを利用することで、より適切な課題を特定し、報告することが可能となると同時に、その業界内での比較を容易にする。項目別スタンダードは、特定のテーマ(トピック)に関連するインパクトを報告するためのパートである(GRI201番以降)。200番台は経済関連項目、300番台は環境関連項目、400番台は社会関連項目となっており、それぞれに合ったものを選択して報告できるようになっている。それぞれの項目について、社会の変化に応じて、適宜、改訂版が発行されることを想定し、個々の項目を組み合わせて全体を構成する“モジュール形式”が用いられている。

(図1-4-1)GRIスタンダードの仕組み



## 5.開発中の項目別スタンダード

前述の通り、項目別スタンダードでは、環境や社会情勢の変化等に合わせ、項目の内容が適宜検討されることとなっている。その内容は“開発中”としてGRIの資料内で公表されており、2024年から2025年にかけては新規・改訂の公表が相次いだ。

2024年は、生物多様性がGRI101(改訂版)として公表され、今年1月1日より適用が開始された。また2025年は、気候変動がGRI102として、エネルギーがGRI103として公表された(2027年1月1日の適用を予定)。

(図1-5-1)開発中のGRI項目別スタンダード(2026年1月現在公表ベース)

項目	スタンダード	マイルストーン
生物多様性	生物多様性	2024年1月公表済み 2026年1月より適用
労働 ・フェーズ1 (401, 402, 405) (GRIセクター2) ・フェーズ2 (401-403, 405) ・フェーズ3 (405-409) ・フェーズ4 (407-409, 414、 および全般)	雇用 報酬及び労働時間 研修と教育 業務管理に係るスタンダードの解釈 ダイバーシティと機会均等 非差別 結社の自由と団体交渉 児童労働 強制労働 サプライヤーの社会面のアセスメント	フェーズ1～3 パブリックコメント実施済み フェーズ4 2025年12月-2026年3月 *パブリックコメント実施 *最終フェーズとして、フェーズ1-3を含め、 労働関連基準全体に関するフィードバック 2026年後半最終化予定
気候変動 エネルギー		2025年6月公表済み 2027年1月より適用
経済的インパクト ・フェーズ1 (201) ・フェーズ2 (205, 206, 415) ・フェーズ3 (202-204)	経済パフォーマンス 腐敗防止 反競争的行為 公共政策 間接的な経済的インパクト 調達慣行 地域経済でのプレゼンス	フェーズ1 パブリックコメント実施済み 2026年第3四半期に最終化予定 フェーズ2 2026年4月までパブリックコメント実施 2026年第4四半期に最終化予定 フェーズ3 (未公表)
汚染	大気への排出 (開示事項305-6および305-7) 排水及び廃棄物 (開発事項306-3)	2026年4月改訂草案公表予定 2026年5月-12月パブリックコメント 2027年5月最終化予定

出所:GRI公表資料より 岡三証券作成

## 6. 気候変動についての新たな項目別スタンダード～GRI102

GRI102:気候変動は、既存の気候変動プロジェクトに新たな項目を追加して新設された(2027年1月1日適用)。既にあるプロジェクトの範囲は、GRI305:大気への排出2016(305-1～305-5)、GRI302:エネルギー2016、GRI201:経済パフォーマンス2016(201-2:気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会)の3項目である。設定項目は10項目で、うち追加された新規項目は6項目。また、GRI102は、GRI103:エネルギーとともにGHGプロトコルを含む国際基準に準拠していることも公表された。これにより、GRI102、GRI103を利用して情報開示を行う企業や組織にとって、より合理的で一貫性のある報告プロセスが実現可能となる。

## 7.GRI102導入の背景と目的

新たなGRI102:気候変動の導入については、世界的な異常気象、それが引き起こす甚大な被害など、気候変動に関する緊急事態の深刻化が背景にある。特に、気候変動の主因である温室効果ガス(GHG)排出は国際的な枠組みの下で規制が進められるものの、加速度的に進行していることは明白である。GHG排出者は、緩和および適応に寄与するため、移行計画および適応計画を作成・実施する責任があり、これらの計画は、公正な移行原則と確実に整合させる必要がある。また、気候変動は、生物多様性損失や社会的課題とも相互に関連しており、“だれひとり取り残さない”包摂的な対応が不可欠である。気候関連行動への透明性に対しては、投資家をはじめとするステークホルダーからの要請が著しく高まっており、これを受けた企業や組織など報告者には、より幅広い情報開示を行い、説明責任を果たすためのツールが必要である。これを踏まえ、本領域の基準見直しが優先事項として特定された。

GRI102では、気候変動に関する科学的知見・根拠や政府間文書と整合させながら排出量を報告することに加えて、移行および適応計画、GHG排出削減目標の進捗、カーボンクレジットの利用などが新たな項目として盛り込まれた。報告者には、GRI102に設定された基準を通じ、排出量中心の開示から、包括的なインパクト、つまり、行動の明確化や、移行・適応計画の信頼性・実効性、具体的手段と進捗評価などの開示へと転換することが求められていると考える。

なお、本稿では取り上げないが、気候変動を緩和するための措置を決定する際の判断材料として、気候変動対策のミティゲーション・ヒエラルキーの適用が強く推奨されていることや、気候変動は生物多様性損失の直接的な要因でもあり、ひいてはそれが気候変動のプロセスを加速させていると明記されたことも、特筆すべき事項である。生物多様性については、先に改訂版として更新されたGRI101 生物多様性2024とともに対応が行われることで、相乗効果を高め、トレードオフを軽減する方法を記載することが求められている。

(図1-7-1)新設 項目スタンダード:GRI102 気候変動(青文字:新規設定)とそれぞれの開示要求内容

GRI102 気候変動		GRI305:大気への排出 2016	
新規	102-1 気候変動の緩和のための移行計画		新たな開示事項
	GHG排出削減のみならず、化石燃料の段階的な廃止などその他の緩和目標・進捗について、最新の科学的根拠との整合性をもって報告 移行計画が“公正な移行”的原則に沿って策定されているか、その過程で実施されたステークホルダー・エンゲージメントも開示対象		
新規	102-2 気候変動への適応計画	201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会の要素を取り入れた新たな開示事項
	移行計画同様、“公正な移行”的原則に則って適応計画を報告 気候関連リスク・機会に伴う影響が、適応計画策定にどのように影響を与えたか、方針や行動の策定に用いたシナリオ、実施にかかる支出に関する情報、ガバナンス、目標、ステークホルダー・エンゲージメントの内容についてを報告		
新規	102-3 公正な移行		新たな開示事項
	これまで十分でなかった“公正な移行”に関する影響を認めたうえで、本基準を設定 雇用創出、再配置など、人的影響を定量的に開示 気候変動対応における社会的側面への責任ある姿を、企業評価の新たな軸として明確化 なお、報告する情報については、地域別の内訳を示すことが望ましい		
新規	102-4 温室効果ガス(GHG)排出削減目標の設定および進捗状況	305-5	GHG排出量の削減の要素を取り入れた新たな開示事項
	スコープ1, 2, 3に関する削減目標について、科学的根拠にどのように整合しているかを説明 必要に応じて目標の見直し方針、基準年、基準出量の再計算についても開示 特に、各目標に対する進捗はインベントリ方式により報告し、その進捗が自社の施策によるものか、二次的効果によるものか、あるいは外的要因によるものかを明確にする必要		
	102-5 スコープ1 GHG排出量	305-1	直接的なGHG排出量(スコープ1)
	102-6 スコープ2 GHG排出量	305-2	間接的なGHG排出量(スコープ2)
	102-7 スコープ3 GHG排出量	305-3	その他の間接的なGHG排出量(スコープ3)
	102-8 GHG排出原単位 単位事業活動あたりのGHG排出効率を開示	305-4	GHG排出原単位
新規	102-9 バリュー・チェーンにおけるGHG除去		新たな開示事項
	GHG取引によるものを除外したスコープ1 GHG除去量の総量と、総量の内訳を貯留プール別に報告 各貯留プールについて、品質基準をどのように監視し、非永続性リスクをマネジメントするか記載 GHG除去の使用目的を報告 開示の際には、地域社会、先住民族、生物多様性を含む人々と環境への影響とこれらの影響に対して講じた対策を報告		
新規	102-10 カーボン・クレジット		新たな開示事項
	調達目的に加え、相殺されたカーボン・クレジットの総量、プロジェクトに関する情報と品質基準などの情報を開示 環境や人々に対して正負両面の影響の評価と継続的なモニタリングの報告		

## 8. サステナビリティ情報開示のさらなる進化に向けて

GSSBは、GRIスタンダードを通してさまざまな機関やイニシアティブと協力しながら、サステナビリティ情報開示のさらなる進化に向けて、開示項目の開発を進めている。

GRI102:気候変動2025が公表された昨年6月には、同基準と、IFRS S2号における温室効果ガス(GHG)排出量部分との同等性について、ISSBが正式に認めたことを発表した。これにより報告者は、IFRS S2号を使用してスコープ1, 2, 3のGHG開示を一度に作成することで、GRIおよびISSBの開示要件の両方を満たすことができる。開示対象の範囲や目的、ユーザーが異なるため、基準全体が共通化されていないことには留意が必要だが、双方のフレームワークの整合性の高まりは、開示データの透明性を確保し、報告プロセスの効率化が図られる。(ただし、この要件を満たすには、GHGプロトコルに従い、GRI1:基礎2021のGRI対照表(内容索引)要件を満たす必要がある)。GRIとISSBが、ともにグローバルなサステナビリティ報告基準として認められるなか、導入の拡大とその果たすべき役割の重要性がますます高まるだろう。(IFRS S2号はSSBJの基準とも合致することから、SSBJ開示基準の転用も、質的には可能であると考えられる)。

また同様に10月には、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)と共同で「GRI-CDPマッピング」を発表した。これは、先のCOP29(2024年開催)において両組織によって締結された、環境報告の改善と効率化に向けた連携強化に関する覚書に基づくものである。この新しいリソースを用いることで、同じデータをGRI102:気候変動2025とGRI103:エネルギー2025の報告とCDPコーポレート質問書(CDP質問書)の双方で使用することができるようになる。サステナビリティ情報開示におけるデータの一貫性と質を高め、かつ開示による事務負担を軽減、CDPが提唱するWORMアプローチ“Write once, read many.(一度の報告が、何度も活用できる)”の理念を実現する。相互データの比較が容易になるため、投資家やステークホルダーの利便性と情報の透明性向上にもつながる。(CDP質問書は、GRI303:水と廃水、GRI101:生物多様性についても、部分的に整合済みである。)

サステナビリティ情報開示は今後、段階的に開示義務の範囲が拡大していくことが予定されている。サステナビリティ情報開示では、開示をする報告者、それを利用する投資家やステークホルダーが、ともに同様のサステナビリティの実現を意識するとともに、目指すことが重要であり、サステナビリティ課題と戦略・行動を結びつけ、成長を実現するプロセスが重視されるべきである。GRIをはじめ、さまざまな機関やイニシアティブによる連携が利便性・透明性を一段と向上させていくことで、サステナビリティ情報開示が義務による開示にとどまらず、企業や組織の戦略・行動およびその成長価値を広く発信し、投資家やステークホルダーとの信頼関係を構築するための強力な手段のひとつとなることを期待したい。

連載

みんなが豊かになる農業を実現し、貧困と飢餓をなくす

# 独立行政法人 国際協力機構

Japan International Cooperation Agency ( JICA )



独立行政法人 国際協力機構(JICA)は、保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を掲げています。中でも、重点的に取組む事業のまとめを「クラスター事業戦略」として取組みを強化、国内外のさまざまなパートナーと協働・共創し、多様な力を結集して世界の課題解決を目指しています。

岡三SDGsレポートでは、国際協力機構が国境を越えて取り組む事業を定期的にご紹介しています。第4回となる今号では、“Prosperity 豊かさ”より『農業・農村開発(持続可能な食料システム)』と、“People 人々”より『栄養の改善』を取り上げました。

Prosperity 豊かさ

## 5 農業・農村開発 (持続可能な食料システム)

### JICA グローバル アジェンダ とは

2030年のSDGs達成への貢献や、「人間の安全保障」「質の高い成長」「地球規模課題への取組」といった、日本が開発協力で目指す理念の実現のために、JICAが掲げる20の課題別事業戦略です。課題の分析に基づいたグローバルな目標を掲げ、その達成に向けて開発協力事業の成果を上げるべく取り組みます。さらに、途上国はもちろん国内外のさまざまなパートナーとの対話と協働を促進し、開発協力の成果の拡大を目指します。

### 農村部の経済を活性化、雇用を創出 食料安全保障の確保を目指す

世界の貧困・飢餓人口の約80%が農村部で生活し、大半の低中所得国では農業が主要な生計手段です。とりわけサハラ以南アフリカでは農村部と都市部の経済格差をもたらすなど、他部門よりはるかに低いとされる農業部門の労働生産性を向上することが、貧困削減のカギを握るとされています。

JICAグローバルアジェンダ5「農業・農村開発(持続可能な食料システム)」では、SDGs1「貧困をなくそう」とともに、SDGs2「飢餓をゼロに」、SDGs14「海の豊かさを守ろう」の達成を念頭に、農家の所得向上と農村部の経済活性化を通じて、農村部の貧困削減に貢献すべく、取組みを推進しています。多くの途上国において食料生産を支える小規模農家に着目し、小規模農家が生計を立てられるよう、ビジネスとしての農業推進に取組んでいます。また、食料を安定的に生産・供給し、食料安全保障の確保を目指しています。



## 世界の8億人は 食料が足りていない

### 「貧困」と「食料」の問題 農業 ～解決のカギを握るのは

2050年には2010年比で1.7倍への増加が予想される世界の食料需要量。食料廃棄問題(食品生産量の約1/3)が環境負荷低減からも求められるなか、8億人近い人々が十分な食料を得ることができません。貧困や飢餓に苦しめられている人たちの約8割が暮らす途上国農村部の開発は、解決が急がれる世界的な重要課題です。

一方、食料自給率約40%の日本では、多くの食料を海外からの輸入に依存しています。

世界の食料供給の約80%を担う小規模農家への支援は、日本の食料安全保障に貢献するとともに、日本企業の海外におけるビジネス機会の拡大・創出が期待されます。



約60%は海外に依存

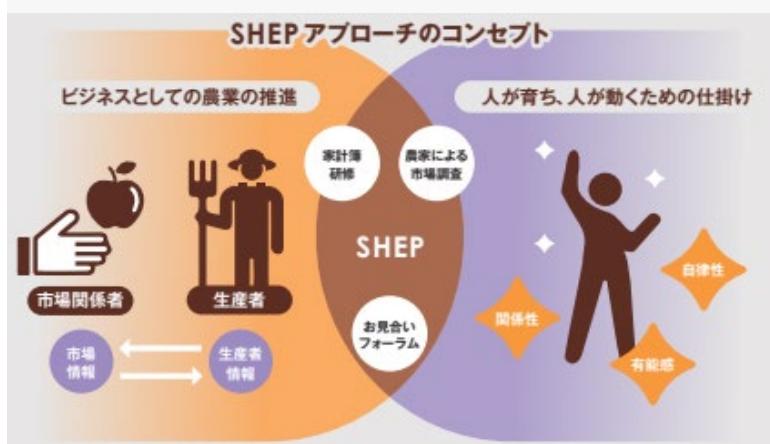
日本の食料自給率は約40%  
(カロリーベース)

### ">>> 5つの協力方針で問題を解決！ <<

#### 協力方針 1 SHEP\*アプローチ

(\*小規模農家向け市場志向型農業振興)

- 小規模農家の生計・所得向上を目的としたアプローチ
- 現在、世界60か国以上で導入・実践



#### 協力方針 2 アフリカ地域稲作振興

- アフリカのコメ生産のさらなる倍増を目指す
- RICEアプローチによる複合的な取組み



#### 協力方針 3 FVC構築

- 包括的なフード・バリュー・チェーン(FVC)を構築

#### 協力方針 4 水産ブルーエコノミー

- 水産資源の持続的な利用とともに経済発展を促す

#### 協力方針 5 ワンヘルス

- 感染症に負けない疾病対策と家畜衛生の強化



### 日本の技術と知見で開発途上国の農村にイノベーションを！

日本に蓄積された技術や知見は、開発途上国のみならず、世界的な課題解決には不可欠です。JICAでは、「JICA食と農の協働プラットフォーム(JiPFA)」、「農業技術・農業人材共創拠点(農業共創ハブ:JICA筑波内)」など、数々の取組みを通じ、日本の企業・自治体・大学等と共に途上国の農村にイノベーションを起こすことを目指しています。

連載 健康な未来へ導く適切な栄養を、すべての人々に

# 独立行政法人 国際協力機構

Japan International Cooperation Agency ( JICA )

People 人々

7

## 栄養の改善



### JICA グローバル アジェンダとは

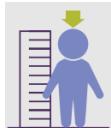
2030年のSDGs達成への貢献や、「人間の安全保障」「質の高い成長」「地球規模課題への取組」といった、日本が開発協力で目指す理念の実現のために、JICAが掲げる20の課題別事業戦略です。課題の分析に基づいたグローバルな目標を掲げ、その達成に向けて開発協力事業の成果を上げるべく取り組みます。さらに、途上国はもちろん国内外のさまざまなパートナーとの対話と協働を促進し、開発協力の成果の拡大を目指します。

### 「低栄養と過栄養」 途上国への二重負荷を低減

人間がその生命・健康を維持するためには、栄養の適切な摂取が不可欠です。JICAグローバルアジェンダ7「栄養の改善」では、開発途上国の子どもを中心とする脆弱な人々の慢性的な低栄養の改善に加え、過剰なエネルギー・栄養素の摂取により将来的な慢性疾患リスクを増加させる過栄養の改善も視野に入れ、「栄養不良の二重負荷」の低減を図ります。すべての人々が必要な栄養を年間を通じて適切に摂取できるようになること、これによってSDGsをはじめとする国際目標、特にSDGs目標2「飢餓をゼロに」における2.2(2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消)の達成に貢献していきます。

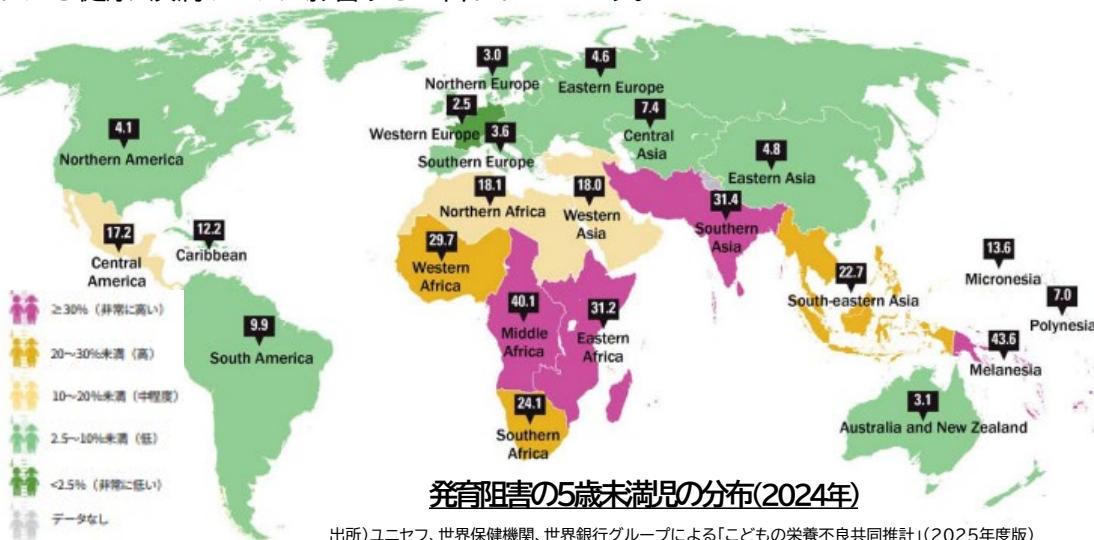
JICAは、人間の生命・健康の基礎である栄養の改善に取り組んでいます。人々の「命・暮らし・尊厳」を守り、かつ、感染症や気候変動を含む多様な脅威に対して強靭な社会を創ることを通じ、JICAミッションである『人間の安全保障』の実現を目指しています。

# 「栄養不良」って何だろう？

発育阻害などの「低栄養」 も、過体重・肥満などの「過栄養」 も、さまざまな問題を引き起こす「栄養不良」です。

世界で約9人に1人が飢餓、世界の5歳未満児の約22%が発育阻害の状態にあります。また、5歳未満児の年間死亡の約45%が低栄養に関連しています。特に、胎児～満2歳までの「最初の1000日」の栄養不良が、子どもの死亡リスク、発達及び将来にわたる健康・疾病リスクに影響すると言われています。

「栄養不良」にはさまざまな原因があり、対応する取組みの内容は多岐にわたります。その原因からは、「栄養に特化した」直接的な対策、或いは「栄養に配慮した」間接的な対策の実施が必要であり、複数分野における協力的な介入が課題の解決につながります。



出所)ユネスコ、世界保健機関、世界銀行グループによる「子どもの栄養不良共同推計」(2025年度版)

## » 2つの協力方針で問題を解決！ «

### 協力方針 1

#### ライフコースを通じた栄養改善

- 「最初の1000日」への取組み
- 生活習慣病を引き起こす過栄養への対策

### 協力方針 2 IFNAの推進

#### (食と栄養のアフリカ・イニシアティブ)

- 2025年までにアフリカ2億人のこどもたちの栄養改善を目指す
- 活動推進範囲をアフリカ全土へ拡大



パートナーとの協働

日本の経験や取組み、技術の発信に向け、多様な機関と連携・協働しています。

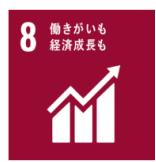
「栄養不良」の改善は、保健や食料、水・衛生、教育など、多様な分野での取組みが必要です。

JICAは、国際機関や、栄養分野に強みをもつ民間企業、NGO、研究・教育機関、地方自治体等との連携を強化、協働して課題の解決を目指します。



## 連載 国際協力機構 取組事例

Japan International Cooperation Agency ( JICA )

みんなが豊かになる農業を実現し  
貧困と飢餓をなくす01 農村開発に関する金融仲介機能を強化、  
農家の所得向上および食料安全保障の確保を目指す

タンザニア 農業・農村開発ツーステップローン事業

■ タンザニア政府との署名式  
(円借款貸付契約に調印)

タンザニアは、GDPの約1/4、労働人口の6割以上を農業セクターが占めるサハラ以南アフリカ有数の農業国です。一方で、その農業生産性は世界平均を下回り、天候に左右されにくい、効率的な生産を行うための機械化、灌漑整備の拡大が急務となっています。

本事業では、タンザニア政府設立の政策金融機関TADBを通じ、急速に拡大する農業融資需要に応えて農業生産性向上を図ります。これにより、農業・農村セクターの産業化・商業化に資するのみならず、タンザニア国内外の食料安全保障に寄与することも目指します。

02 灌漑施設の拡充・改修・維持管理体制強化  
経済成長戦略を支援

セネガル セネガル川流域灌漑稻作事業

■ ロツソ灌漑地区の灌漑ポンプ  
(実施中事業より)

セネガルは、アフリカ地域の中でも有数の米消費国であるとともに、コメを経済成長における戦略上重要な作物と位置付けています。同国のコメ生産量は2008年の約40万トンから、2017年には約71万トンに達しましたが、いまだ多くの精米を輸入に頼っています。

JICAによる本プロジェクトは、セネガル川流域において灌漑施設の拡充・改修と農業機械の調達、灌漑施設の維持管理体制を強化し、営農支援を行うことでコメの生産性向上を図り、同国の経済成長戦略を支援するとともに、食料安全保障の強化に寄与します。



健康な未来へ導く

# 適切な栄養を、すべての人々に

## 01 児童の栄養改善を通じた健康の改善

～地域に基づいた給食を提供できる環境・体制、行政機能の強化を支援

モンゴル 学校給食導入支援プロジェクト



■ 給食施設



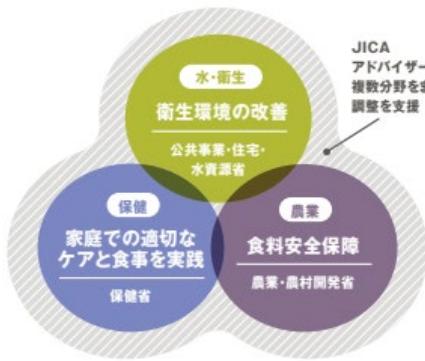
■ 学校給食風景

モンゴルの子どもの栄養状況は、低栄養・過栄養が混在した状況となっており、栄養バランスを確保した食事の提供が課題のひとつとなっています。同国政府は2019年に学校給食法を制定、学校内の給食施設を整備し、全児童に対して栄養バランスの整った「給食」を提供することに取り組んでいます。

JICAは、モンゴル国内での給食の提供に必要な人材育成や、環境・体制を整え、安定的に提供していくための行政機能の強化を支援し、児童の栄養改善を通じた健康の改善を目指しています。

## 02 セクター横断的な栄養改善と ジェンダーに着目したアプローチ

ナイジェリア セクター横断的な栄養改善プロジェクト



■ セクター横断的な取組み支援

ナイジェリアでは、5歳未満児の慢性・急性の栄養不良が深刻な状態となっています。

JICAは、農業・保健・教育・水衛生分野のカウンターパートとともにセクター横断的な研修活動を実施、さまざまな角度から栄養改善を支援しています。また、家計管理や食料在庫管理を通じ、女性が家庭内の意思決定に十分にかかわることなど、ジェンダーに着目することで、夫婦で一体となった研修参加者の意識と行動の変容を促しています。

# SDGs/ESGニュース

## ■ 金融庁 金融審議会

### 「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告を公表

1月8日、金融庁は、2024年3月から2025年12月にかけて計11回開催した金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ(WG)」について、報告を公表した。報告書では、SSBJ基準に基づく開示義務化に連動した保証義務化を段階的に導入する方針が示され、第三者保証の枠組みが明確化された。一方で、日本におけるサステナビリティ情報の開示・保証についてその実務は未だ発展途上にあるところであり、今後の実務の状況、内外の動向を踏まえながら、引き続き、検討を重ねていくことが重要であるとしている。

#### <サステナビリティ情報開示基準の適用と保証>

開示基準の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ グローバルな投資家との建設的な対話を志向する<b>プライム市場上場企業</b>を対象に、<b>時価総額の大きな企業</b>から順次、<b>SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成すること</b>を義務付ける。</li> <li>□ <b>SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、以下の通り適用開始する。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. <b>時価総額3兆円以上</b>の企業：<b>2027年3月期</b></li> <li>ii. <b>時価総額3兆円未満1兆円以上</b>の企業：<b>2028年3月期</b></li> <li>iii. <b>時価総額1兆円未満5千億円以上</b>の企業：<b>2029年3月期</b></li> </ul> <p>(注1) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。 (注2) 「時価総額」は、前期末から遡って過去5事業年度の末日における時価総額の平均をもって算定。</p> <li>□ <b>経過措置としての二段階開示は、適用開始から2年間</b>とする。</li> </li></ul>																	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>開示基準の適用義務化の開始時期の翌年</b>から保証を義務付ける。</li> <li>□ <b>保証範囲は当初2年間は限定</b>（3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討）。保証業務実施者を<b>登録制（法人）</b>とし、<b>監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能</b>とする。</li> </ul>																	
保証	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>26年3月期</td><td>27年3月期</td><td>28年3月期</td><td>29年3月期</td><td>30年3月期</td><td>...</td></tr> <tr> <td>SSBJ基準 任意適用開始</td><td>SSBJ基準適用開始</td><td>保証制度導入</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>						26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	...	SSBJ基準 任意適用開始	SSBJ基準適用開始	保証制度導入			
26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	...													
SSBJ基準 任意適用開始	SSBJ基準適用開始	保証制度導入																
東証プライム市場																		

出所)金融庁公表資料より抜粋

## ■ CDP Aリスト2025 を発表

1月8日、CDP(旧カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト:国際環境情報開示プラットフォーム)は、2025年度の「Aリスト」受賞組織を発表した。報告総数22,100件以上、このうち877の企業・団体が、気候変動・水資源・森林保全の3領域において高評価を獲得、Aリストとなった。最高位「トリプルA」は23社。地域別では、アジアとヨーロッパにおいて評価対象に対するAリスト数が多く、フロントランナーとなった。



出所)CDP公表資料より抜粋

## &lt;ご注意事項&gt;

○本資料に記載の商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(株式(株式・ETF・J-REITなど)の売買取引の場合は約定代金(単価×数量)に対し、最大1.485%(税込み)(手数料金額が3,300円を下回った場合は最大3,300円(税込み))の売買手数料、国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大2.3496%(税込み)の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭(仕切り)取引では、お客様の購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は購入対価のみをお支払いいただきます。なお、取引価格には、販売・管理等に関する役務の対価相当額が含まれております。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等)をご負担いただきます。ただし、株式累積投資は一律1.485%(税込み)の売買手数料となります。

2037年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します(外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません)。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

なお、各有価証券等は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による評価額の変動によって損失が生じるおそれがあります。また、有価証券等は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により、評価額が変動することによって損失が発生するおそれがあります。債券については元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。外国証券については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

商品毎の手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書または上場有価証券等書面を十分にお読みください。

○お客様の個人情報は、当社または関連会社、提携会社の取扱商品の勧誘・販売・運用およびそれに関するサービスのご案内、市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のための他、当社の利用目的の範囲内で利用させていただきます。なお、当社における個人情報の取扱いおよび利用目的の詳細は、当社ホームページ(<https://www.okasan.co.jp>)をご覧ください。ただし、このようなご案内が不要の場合は当社までお申し出ください。以降、当社からのご案内をお送りしないよう対処させていただきます。

(2025年12月改定)

商号等:岡三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会